

2026(R8).4.1改定

# NO ハラスメント

ハラスメントのないキャンパスにするために



沖縄県立芸術大学

ハラスメント防止・対策委員会

## ハラスメント防止宣言

沖縄県立芸術大学は、職員等、学生及びその他関係者が、個々の人格と人権が尊重され、それぞれの能力が最大限に発揮される教育、研究、就学及び就労の環境を作り維持していくために、ハラスメントに対し断固たる態度でこれを排除し、防止することを宣言します。

本学はその責務と義務を達成するために、ハラスメント防止と排除のための措置及びハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対処するための措置についてガイドラインを定めます。このガイドラインを広く周知させ、これが守られるよう努めるとともに、安心してハラスメントに関する相談をすることができる環境を作ります。そして、相談者及び関連する人のプライバシーを尊重し、秘密を厳守し、真相の解明・被害回復・再発防止等の適切な措置を迅速に取るよう全学で取り組んでまいります。

公立大学法人沖縄県立芸術大学 理事長

### ハラスメントとは……

ハラスメントとは、個人の尊厳を不当に傷つけ、精神的・身体的損害を与える社会的に許されない行為の総称です。本学におけるハラスメントの定義は、以下のとおりで、公立大学法人沖縄県立芸術大学ハラスメント防止・対策規程第3条第1項各号に規定されています。

#### 《セクシャル・ハラスメント》

大学等において行われる性的な言動に対する大学構成員の対応により、当該大学構成員が教育、研究、就学及び就業条件について不利益を受け、又は当該性的な言動により当該大学構成員の教育、研究、就学及び就業環境が害されることをいい、同性に対するものも含まれる。また、当該大学構成員の性的指向又は性自認にかかわらず対象とするものとし、本号における「大学構成員」には、本学と取引関係等一定の関係を有する者を含むものとする。

[例] ・性的及び身体上の事柄に対する不必要な質問、発言・交際・性的関係の強要 等

#### 《アカデミック・ハラスメント》

大学等において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、必要かつ相当な範囲を超えたものにより、教員及び学生の教育、学習、研究及び就学における環境が害されることをいう。

[例] ・嘲笑すること、大声で怒鳴ること、長時間にわたって過度な叱責を行うこと、人格を否定する発言を行うこと  
・正当な理由がないにもかかわらず必要な教育的指導を行わないこと 等

#### 《パワー・ハラスメント》

大学等において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、大学構成員の就業環境が害されることをいう。

[例] ・暴行・傷害等身体的な攻撃を行うこと・隔離・仲間外し、無視等人間関係からの切り離しを行うこと  
・脅迫、名誉毀損、侮辱、ひどい暴言等精神的な攻撃を行うこと 等

#### 《妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント》

大学等において行われる妊娠・出産等に関する言動、又は出産・育児・介護等に関する制度若しくは措置の利用に関する言動により、大学構成員の教育、研究、就学及び就業環境が害されることをいう。

[例] ・妊娠・出産等をしたことにより、解雇その他の不利益な取扱いを示唆する言動 等

### ハラスメントをなくすには……

ハラスメントは、単に不快だけではなく、相手に対し深い心の傷や身体的な苦痛を与えるものです。また、行為を行った者にとっても、その後の人生に大きな禍根を残すこととなります。

※ お互いの人格を尊重し、対等であるという意識を持ちましょう。

※ 意図的な嫌がらせ・無意識に相手に不快感を与える行為もハラスメントになり得ます。

※ 不快と感じたら、自分の意思をしっかりと相手に伝えるよう心がけましょう。

# 問題の解決方法

1. まずハラスメント相談員に相談します
2. 相談後、必要な場合は以下の手続きができます

## ①注意喚起のための相手方への通知

ハラスメント行為について注意を喚起するため、大学から相手方に通知を行います。ハラスメント行為の是非までは認定しませんが、比較的早い対応が可能です。相手方への通知については、相談者名を伏せた匿名での対応が可能です。

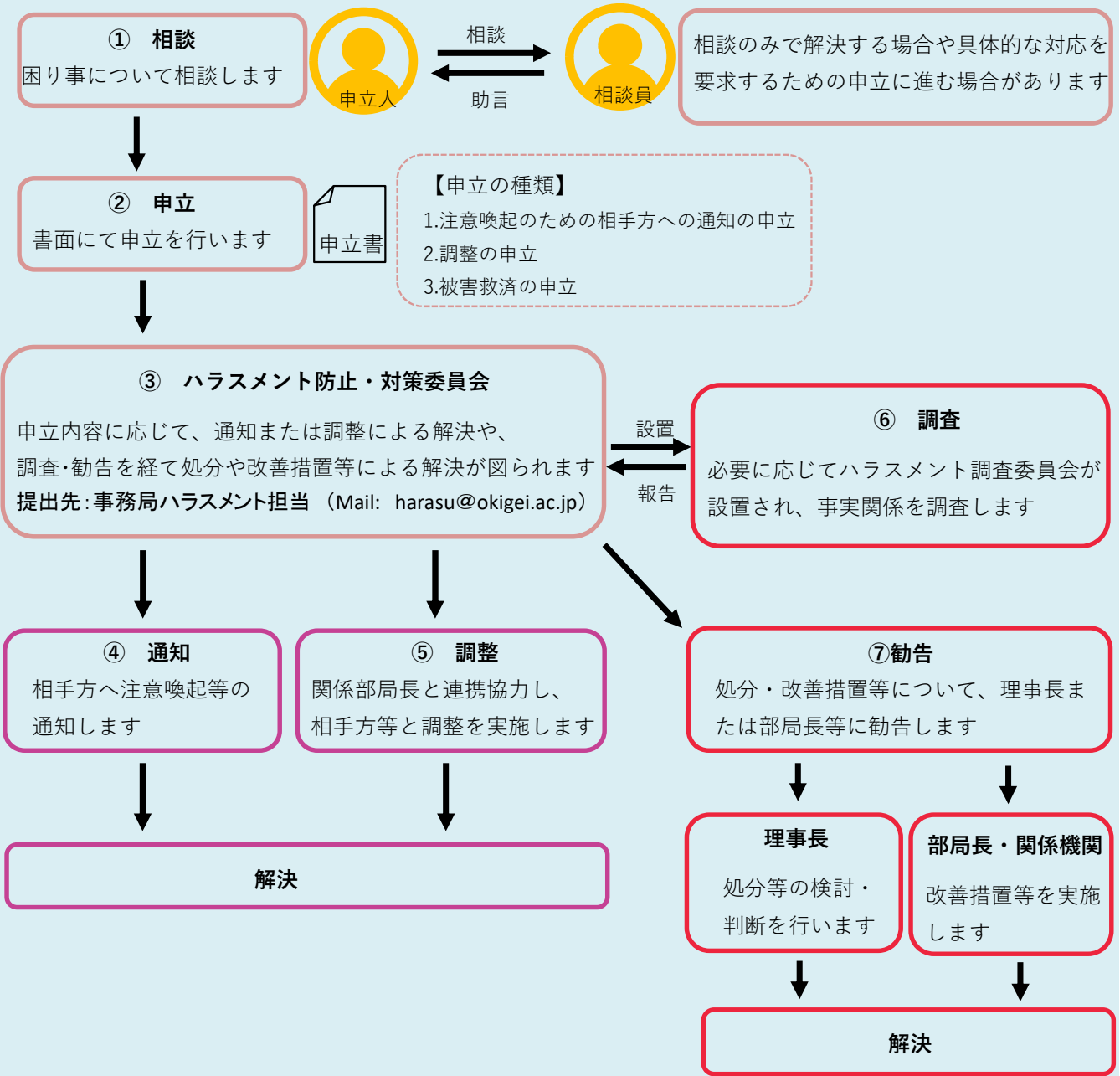
## ②調整

調整担当員委員を選任し、相談者と相手方双方の主張を公平な立場で調整し、問題解決を図ります。ハラスメント行為の是非までは認定しませんが、比較的早い対応が可能です。

## ③被害救済

調査委員会による事実調査を行い、被害救済(被害者の就業・就学等の環境改善、行為者の処分等)を図ります。ハラスメント行為の是非までを認定しますので、事実認定まである程度の期間を要します。

## 【相談から解決までの流れ】



## ハラスメントで困っていたら……

- ★ ハラスメントを受けた、あるいは、友人がハラスメントを受けていることを知ったとき、自力での解決が難しいと感じたら、ハラスメント相談員に相談しましょう。
- ★ ハラスメントかどうかわからなくても、また些細なことでも気軽に相談しましょう。
- ★ 相談者のプライバシーは必ず守られます。安心して相談してください。
- ★ 相談することが、状況の改善の第一歩になります。
- ★ 問題が解決したときは、相談者にお知らせします。

## 相談窓口

### 【ハラスメント相談員(学外)】

- ☆ 事前にメールで連絡のうえ、日程調整を行っていただきます。
  - ☆ 日程調整の後に学内の相談場所にて対面で相談を行っていただきます。
  - ☆ 相談員には守秘義務がありますので、相談内容が漏れることはありません。
  - ☆ 相談は1回60分までとなります。
- ・相談対応時間： 9:00～17:00(お盆期間8/13～8/15・年末年始12/29～1/4を除く)

※ハラスメントに関するお問い合わせは下記でも受け付けております。

ハラスメント防止・対策委員会      Mail: harasu@okigei.ac.jp

### その他学生生活等に関する相談

学生相談室と保健室は、当蔵キャンパス福利厚生棟1階と崎山キャンパスデザイン中央棟1階にあります。それぞれの開室日時は、月毎にUNIPAを通じて案内がありますのでご確認ください。

#### 【学生相談】

困り事や悩み事、学修・生活上の相談など

- 学生支援コーディネーター
- スクールカウンセラー

カウンセラーによるカウンセリングは要予約

メール: coordinator@okigei.ac.jp

#### 【保健室】

健康相談や応急処置など

- 保健業務専門員

学校医による健康相談は要予約

電話: 当蔵キャンパス: 098-882-5005  
崎山キャンパス: 098-988-8146